

勾留取消請求書

2013年5月2日

東京高等裁判所第12刑事部 御中

被告人 大 高 正 二

上記の者に対する公務執行妨害、傷害被告控訴事件（平成24年（う）第1860号）について、以下の理由により勾留の取消しを請求する。

上記弁護人弁護士 長 谷 川 直 彦

同 大 口 昭 彦

同 萩 尾 健 太

同 河 村 健 夫

1 はじめに

勾留は逃亡の防止と罪証隠滅の防止の観点から行われるが（刑事訴訟法60条）、被告人に不利益な証拠（被告人の実行行為の構成要件該当性、違法性、有責性を裏付ける証拠）は既に第一審裁判所で取調べ済みであるため、控訴審での勾留は、専ら逃亡の防止（将来における実刑の執行の確保）のために行われている。

ところで、勾留は事件単位の原則により当該事件に関して行われるから、勾留

の必要性を判断する際には、余罪の有無等を考慮してはならない。余罪の有無等を判断の基礎とするならば、単に身柄拘束をしたいがために勾留するという予防拘禁に繋がるからである。

また、勾留は逃亡の防止と罪証隠滅の防止のために行われるから、勾留を取り消した場合、「再犯の虞れ」があるか否かを判断の基礎とすることも許されない。余罪の有無等と同じく、予防拘禁に繋がるからである。

2 大高氏に逃亡の虞れはない。

大高氏は、墨田区の住所に家族と一緒に生活している。現在の収入の大半は年金であり、自宅以外に格別の資産はない。

大高氏は、衆知のように、数年前から逮捕される日まで、雨の日も風の日も裁判所前で裁判批判の情宣活動を行ってきた。長年の裁判批判の情宣活動の中から、現在の民事裁判のあり方に疑問を有する市民の「輪」が大高氏を中心に形成されつつある。大高氏は、社会復帰したときには、再びこれらの市民とともに裁判所前で裁判批判の情宣活動を行うことを希求している。

ましてや、大高氏が昨年9月19日に受けた判決は、懲役1年2月、未決勾留280日算入であり、判決時点でも残刑の期間は5か月弱である。後記のように控訴後の未決勾留期間を勘案すれば、残刑の期間はもはやないかあってもごく僅かである。

年金以外に収入がない上に、裁判批判の情宣活動に情熱を有している大高氏がすべてを投げ捨てて逃亡するなどあり得ない。

3 大高氏は長期間勾留されている。

大高氏は、2012年9月19日、懲役1年2月、未決勾留280日算入という実刑判決を受けて保釈が失効し、即日勾留が再開された。9月19日以降勾留更新日である2014年4月18日までの控訴後の勾留日数は、実に211日である。

原判決は、懲役1年2月、未決勾留280日算入であるから、刑の執行時期に

よって若干の差が生じるが、仮に1年を365日、1か月を30.5日とすれば、懲役1年2月、未決勾留280日算入の原判決を日数に換算して残刑を計算すれば、146日(426日-280日)である。従って、控訴審で控訴棄却の判決がなされ、原判決が維持されたとしても、服役期間は最大限に見積もっても146日に過ぎない。

ところが、控訴審では既に服役期間を2か月以上も上回る211日も身柄拘束されている。もとより控訴棄却の場合の未決勾留の算入は裁量的であるから、211日すべてが算入されるわけではないが、判決まで1回の公判の場合は未決勾留日数から50日程度を引いた日数が、同じく2回以上の公判の場合は未決勾留日数から50日+10×(公判日数+1)程度を引いた日数が、未決算入されるのが一般的であるため、勾留更新日の4月18日に第1回公判が開かれ、即日控訴棄却の判決を下されたとしても、160日程度は未決算入されたと思われるので、もはや残刑はない。未決算入を多少厳しめに計算したとしても、限りなくゼロに近い。

量刑以上の期間勾留するのはもつてのほかであり、究極の「人質司法」であり、大高氏に裁判批判の情宣活動をさせないための予防拘禁といわざるを得ない。勾留の目的を逸脱した勾留であり、本件勾留は直ちに取消されなければならない。

4 結語

以上論じたことから明らかなように、勾留の必要性は全くないから、直ちに勾留を取消しを請求する。